

仕 様 書

1 業務名

札幌市消防学校敷地内樹木伐採業務

2 履行場所

札幌市消防学校（札幌市西区八軒 10 条西 13 丁目）

3 履行期間

令和 6 年 10 月 1 日（火）から令和 6 年 10 月 31 日（木）まで

なお、作業日等については、札幌市消防学校教務課校務係（Tel：616-2262）と十分に打ち合わせのうえ決定すること。

4 業務内容

履行場所敷地内の指定した高木 2 本について、伐採、運搬及び処分を行うこと（指定高木は、別紙 1「位置図」及び別紙 2「現況写真」を参照）。

(1) 伐採

ア 地際（地表面から 10 cm以内）で処理すること。

イ 切り口は水平とすること。

ウ 作業にあたっては、周辺樹木、施設等を損傷しないように注意深く行うこと。

(2) 運搬及び処分

伐採により発生した幹、枝及び木くず等については、適正に運搬し処分すること。

5 提出書類

受託者は、当該業務を完了した場合は、遅滞なく完了届（本市指定様式）に施行前後の写真を添付して、委託者に提出すること。

6 支払い要件

本業務の支払いは、完了届を提出した後、当該完了届に基づく役務履行検査に合格した場合に支払うこととする。

7 環境負荷の低減

本業務の履行にあたっては、次に列挙する事項のほか、本市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

(1) 極力、低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用すること。

- (2) 自動車等を使用する場合は、環境に配慮した運転を心がけること。
- (3) アイドリングストップを徹底するなど、燃料の節約に努めること。
- (4) ゴミ減量及びリサイクルに努めること。
- (5) 当該業務で使用する機器、商品及び材料等については、極力環境に配慮したものを使用すること。

8 諸法規の遵守

受託者は、本業務の施行にあたり、建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働災害補償保険法、公害対策基本法、道路交通法等の諸法令を遵守すること。

また、本業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行うこと。

9 安全確保

- (1) 受託者は作業の実施にあたり、必要に応じて交通整理員を配置し、交通の危険、渋滞等の防止のほか、特に歩行者が安全に通行できるよう配慮し事故の防止に努めること。
- (2) 受託者は作業の実施にあたり、万一注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えた場合は、直ちに必要な措置を講じ、その後、速やかに委託者へ報告することとし、その復旧及び賠償については全責任を負うこと。

10 その他

本仕様書に疑義が生じた場合及びその他の業務上必要な事項が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、これを決定するものとする。

11 発注担当

消防局総務部施設管理課施設係 中村

札幌市中央区南4条西10丁目 札幌市消防局庁舎3階

TEL : 011-215-2030 FAX : 011-271-0620

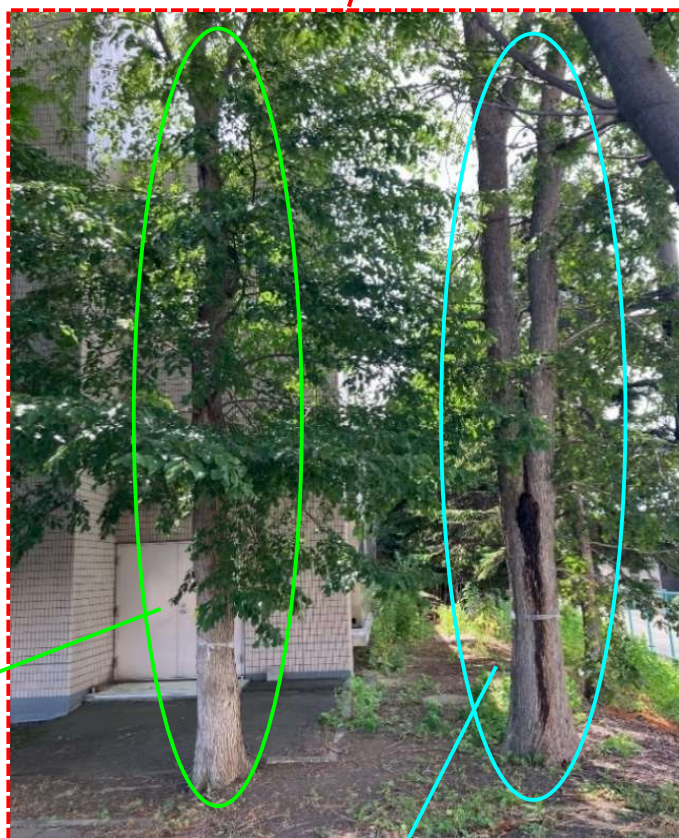
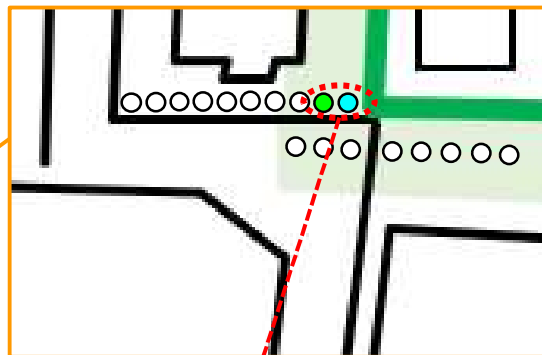
shisetsu.shobo@city.sapporo.jp

札幌市消防学校敷地内樹木伐採業務 位置図

【敷地全体図】



【拡大図】 ※ 該当の木に目印（白テープ）あり



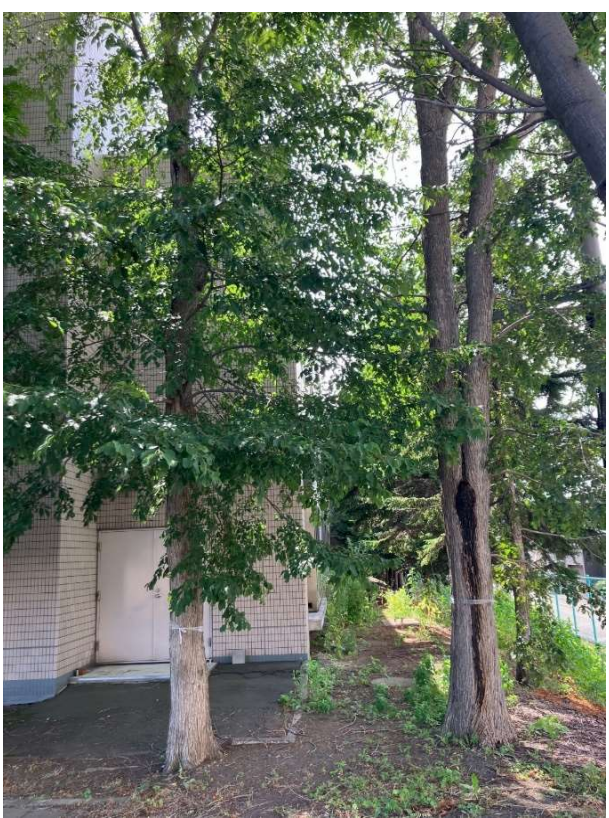
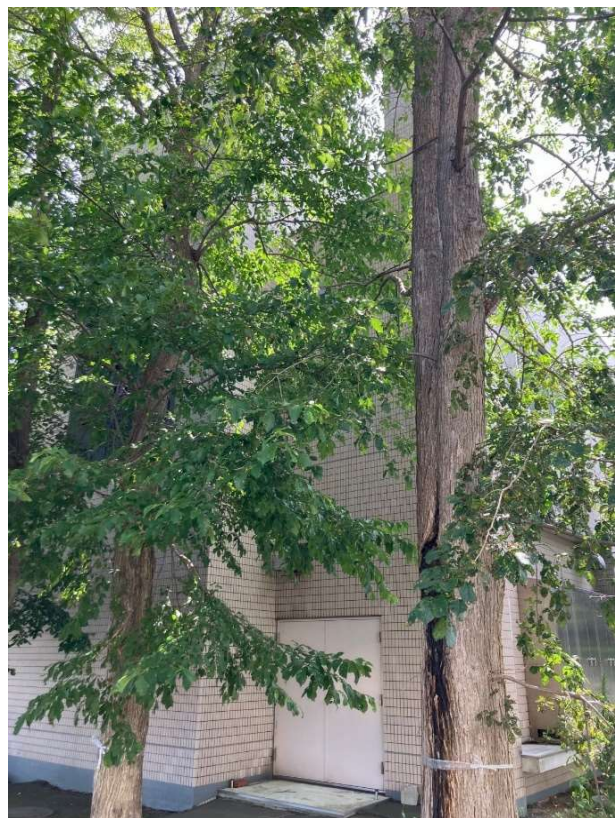
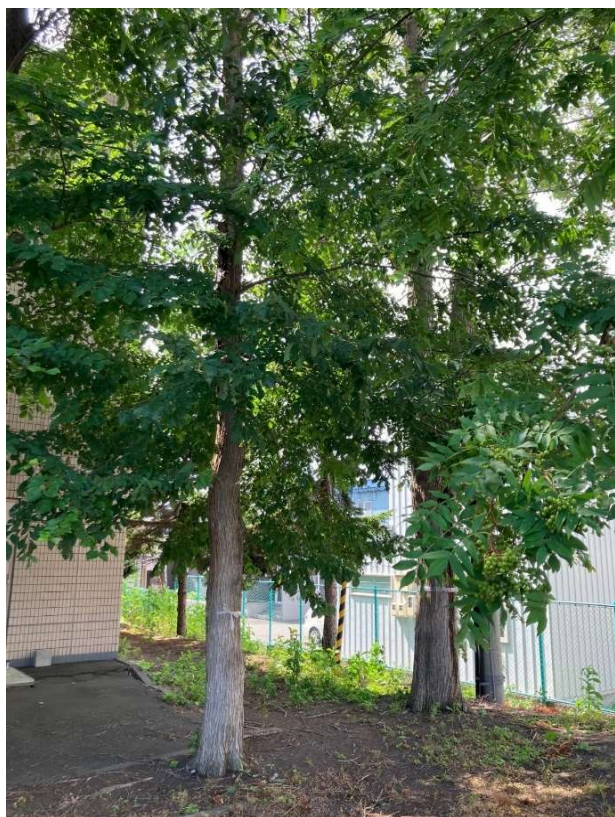
【木A】

高さ：約18m、幹周：約100cm

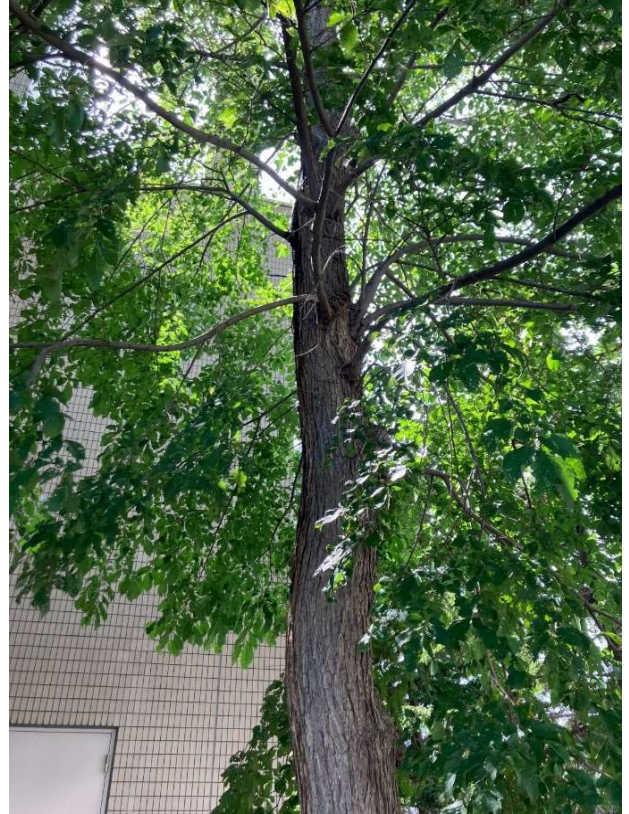
【木B】

高さ：約18m、幹周：約140cm

札幌市消防学校敷地内樹木伐採業務 現況写真



■木 A



■木 B

